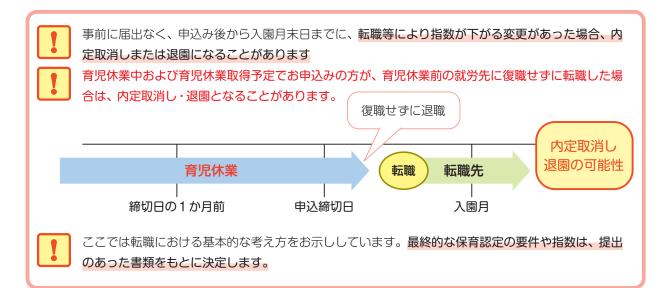
# 2-4 転職をご検討中の方へ



## ● 申込締切日までに転職する方

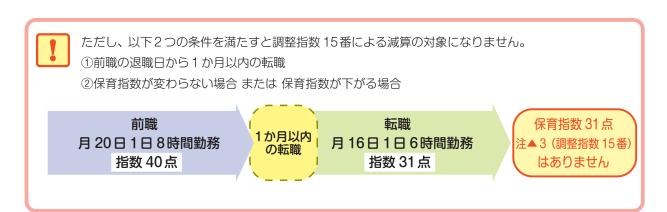
① 申込締切日時点において、転職先で1か月以上勤務している場合



② 前職を辞めてから転職するまで1か月を超えた期間が空き、かつ申込締切日時点で転職先での就労期間が1か月未満の場合



申込締切日時点で、転職先での就労期間が1か月未満の方は、 調整指数15番により3点減算されます。



# 2 申込締切日の翌日以降に転職する予定の方

① 申込締切日の翌日以降に退職し、入園月の末日までに転職する予定がある場合

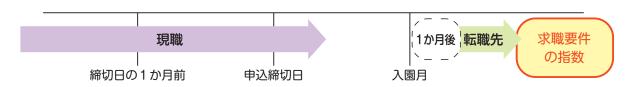


- 申込締切日の翌日から入園月の末日までの間に、新たに就労を開始する場合は、原則**就労 (内定) の要** 件が適用されます。
- 現職の**退職日から1か月以内**に転職し、勤務を開始する場合は、就労(内定)ではなく就労要件で指数 算定します。
- ただし、転職先の契約日数・時間が現職から上がる場合は、就労要件(転職前)と就労内定(転職後)を 比較し、高い方の指数で算定します。

#### ② 転職予定だが、申込締切日時点で転職先が決まっていない場合



③ 転職予定だが、入園月の翌月1日以降に就労開始する場合



「申込締切日で転職先が決まってない場合」や「入園月中に就労開始できない場合」は、 【求職】要件での指数算定になります

### 3 転職にあたって提出が必要な書類

転職した場合は、利用申込書や変更届とともに以下の書類を準備の上、ご提出ください。

	申込締切日 時点の状況	転職済み	転職先内定中 (現職就労中)	転職先内定中 (前職退職済み)	転職先が未定
	申込時に 必要な書類	・ 転職先の『就労証明書』 ・ 前職の離職日の分か る書類 (離職票等)	<ul><li>・現職の『就労証明書』</li><li>・転職先の『就労証明書』</li></ul>	・転職先の『就労証明書』 ・前職の離職日の分か る書類(離職票など)	・現職の『就労証明書』
	あとから 必要な書類	特になし	・ 転職先の『就労開始証明書』 ・ 前職の離職日の分かる書類(離職票など)	・ 転職先の『就労開始証 明書』	・転職先の『就労証明書』 ・前職の離職日の分か る書類(離職票など)